

～ 令和2年4月1日から使用料が変更になります ～

1. ふるさと創修館 使用料

名 称	定 員	1時間あたり使用料 (円)	全日 (円)
研修室	20人	400	3,600
視聴覚室	60人	1,000	9,000
茶室	15人	400	3,600
特別展示室	1日～10日間まで		20,000
	11日間～20日間まで		30,000
	20日間を超える場合(1日あたり)		1,000

2. ふるさと創修館 観覧料

区 分		金額 (円)	
個 人	常設展	小・中・高校生	50
		一般	100
	特別展	小・中・高校生	教育委員会が定める額
		一般	教育委員会が定める額
団 体	常設展	20人以上 1人につき個人にかかる所定の観覧料の8割に相当する額	
	特別展	20人以上 1人につき個人にかかる所定の観覧料の8割に相当する額	

備考

1. 利用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合の使用料の額は、使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 (1) 入場料の1人あたりの徴収額の最高額(以下「入場料の最高額」という。)が1,000円未満(特別展示室については500円未満)の場合にあっては100分の200
 (2) 入場料の最高額が1,000円以上(特別展示室については500円以上)の場合にあっては100分の200
2. 利用者が入場料を徴収しないで、商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用するときの使用料の額は、使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
3. 町内在住の方の利用する場合の使用料の額は、100分の50を乗じて得た額とする。ただし、1及び2に該当する場合を除く。
4. 冷房又は暖房を使用する場合の使用料は、使用した時間の使用料に100分の40を乗じて得た額を加算する。
5. 許可を受けた利用時間帯を超えて利用した場合の使用料の額は延長分の時間単価(1時間未満は1時間)とする。ただし、特別展示室は除くものとする。